

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	佐賀市、神崎市（代表）、 吉野ヶ里町

令和 5 年度佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 佐賀市農林水産部農業振興課(代表)
所 在 地 佐賀市栄町1番1号
電 話 番 号 0952-40-7115 (直通)
F A X 番 号 0952-40-7391
メールアドレス nogyoshinko@city.saga.lg.jp

担 当 部 署 名 神崎市産業建設部農政水産課
所 在 地 神崎市神崎町鶴3542番地1
電 話 番 号 0952-37-0117(直通)
F A X 番 号 0952-52-1120
メールアドレス nousei-suisan@city.kanzaki.lg.jp

担 当 部 署 名 吉野ヶ里町農林課
所 在 地 神埼郡吉野ヶ里町三津777
電 話 番 号 0952-37-0347 (直通)
F A X 番 号 0952-53-1106
メールアドレス norin@town.yoshinogari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンシカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、カモ類、カラス類、キジバト、サギ類、ニホンザル、スズメ、カワラバト(ドバト)、ノウサギ、イタチ、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	市町名	被害の状況		
		品目	被害数値	
イノシシ	佐賀市	水稻	815.9万円	9.99ha
		果樹	97.1万円	0.24ha
		いも類	12.4万円	0.06ha
		計	925.4万円	10.29ha
	神埼市	水稻	164.6万円	1.68ha
	吉野ヶ里町	水稻	39.2万円	0.36ha
		柑橘類	40.5万円	0.1ha
		計	79.7万円	0.46ha
アライグマ	佐賀市	水稻	2.2万円	0.02ha
		野菜	265.7万円	0.07ha
		計	267.9万円	0.09ha
タヌキ	佐賀市	水稻	2.2万円	0.02ha
		野菜	69.5万円	0.04ha
		計	71.7万円	0.06ha
カモ類	佐賀市	麦類	265.7万円	5.60ha
カラス類	佐賀市	麦類	61.9万円	1.30ha
		豆類	4.4万円	0.1ha
		果樹	134.7万円	0.31ha
		野菜	23.0万円	0.10ha
		計	224.0万円	1.81ha
サギ類	佐賀市	水稻	3.3万円	0.03ha

スズメ	佐賀市	水稻	11.0 万円	0.1ha
		麦類	5.0 万円	0.1ha
		計	16.0 万円	0.2ha
カワラバト (ドバト)	佐賀市	豆類	43.6 万円	1.0ha
ヒヨドリ	佐賀市	野菜	56.4 万円	0.5ha

(2) 被害の傾向

ア イノシシ

佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町は脊振山系に位置し、イノシシによる被害が広域に広がっていることから広域駆除対策協議会を立ち上げ、3市町が協力して取り組んでいる。

被害を受けている主な作付品目と時期は、8月から10月は水稻、芋類、果樹類、11月～2月は柑橘類である。それ以外にも中山間地域を中心に4月から5月はタケノコの被害も発生している。

また、令和3年度は過去最高の捕獲頭数を記録し、令和4年度は令和3年度を超える捕獲頭数が見込まれることや近年、居住区域にも出没する頻度が増加していることから、生息域の拡大が推測され、住民へ危害を与える恐れがある。

- ・被害の発生場所：水田、畑、果樹園等
- ・生息状況：増加傾向
- ・捕獲頭数：増加傾向

(佐賀市 令和元年度 1,206 頭、2 年度 1,763 頭、3 年度 1,856 頭)

(神崎市 令和元年度 460 頭、2 年度 581 頭、3 年度 621 頭)

(吉野ヶ里町 令和元年度 152 頭、2 年度 174 頭、3 年度 159 頭)

イ アライグマ

近年の捕獲件数は急増しており、生息状況も管内での目撃情報が多くなっている。農作物の被害は増加傾向である。

また、生活環境にも影響を及ぼしており、家屋への侵入、糞尿被害が目立ってきている。

- ・被害の発生場所：水田、果樹園、施設園芸（イチゴ）等
- ・生息状況：増加傾向
- ・捕獲頭数：増加傾向

(佐賀市 令和元年度 183 頭、2 年度 249 頭、3 年度 233 頭)

(神崎市 令和元年度 200 頭、2 年度 129 頭、3 年度 104 頭)

(吉野ヶ里町 令和元年度 77 頭、2 年度 55 頭、3 年度 26 頭)

ウ	タヌキ、アナグマ
	施設園芸作物(主にイチゴ)や水田内への糞害による品質低下などの被害が発生しており、引き続き対策が必要である。
エ	鳥類
	カラス類による被害は田の掘り返しによる麦類被害や果樹の食害等の農作物被害のほか、繁殖期に人を襲う等の生活被害を生じている。
	また、越冬で佐賀平野部に飛来するカモ類の増加に伴い、令和元年度以降、カモによる麦類や野菜の被害が増加している。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	市町名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害金額	佐賀市	925.4万円	832.9万円
		神崎市	164.6万円	148.1万円
		吉野ヶ里町	79.7万円	71.7万円
	小 計		1169.7万円	1052.7万円
	被害面積	佐賀市	10.29ha	9.30ha
		神崎市	1.68ha	1.51ha
		吉野ヶ里町	0.46ha	0.42ha
	小 計		12.43ha	11.23ha
アライグマ	被害金額	佐賀市	267.9万円	241.1万円
	被害面積	佐賀市	0.09ha	0.10ha
タヌキ	被害金額	佐賀市	71.7万円	64.5万円
	被害面積	佐賀市	0.06ha	0.10ha
カモ	被害金額	佐賀市	265.7万円	239.1万円
	被害面積	佐賀市	5.60ha	5.00ha
カラス	被害金額	佐賀市	224.0万円	201.6万円
	被害面積	佐賀市	1.81ha	1.60ha
サギ類	被害金額	佐賀市	3.3万円	3.0万円
	被害面積	佐賀市	0.03ha	0.00ha
スズメ	被害金額	佐賀市	16.0万円	14.4万円
	被害面積	佐賀市	0.20ha	0.18ha
カワラバト	被害金額	佐賀市	43.6万円	39.2万円
	被害面積	佐賀市	1.00ha	0.90ha
ヒヨドリ	被害金額	佐賀市	56.4万円	50.8万円
	被害面積	佐賀市	0.50ha	0.45ha
合 計	被害金額	佐賀市	2118.3万円	1906.4万円
	被害面積	佐賀市	21.72ha	19.56ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町(隣接自治体)の2市1町で構成する佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会及び各市町鳥獣害対策協議会等が、猟友会と連携して広域的にイノシシ、アライグマ、カラス類、カモ類、その他被害を及ぼす鳥獣を捕獲してきた。 捕獲された有害鳥獣は、主に埋却又は焼却しているが、イノシシの一部は食肉加工処理をし、ジビエとして販売している。	捕獲者の高齢化のため、捕獲の担い手の育成・確保が喫緊の課題である。 一定の捕獲圧は確保、されているが、捕獲従事者の活動を比較すると偏りがみられ、捕獲従事者の活動量の底上げが必要である。 埋却地の確保、食肉としての利活用の推進が必要である
防護柵の設置等に関する取組	各市町鳥獣害対策協議会等で、侵入防止柵(主としてワイヤーメッシュ柵及び電気柵)を設置してきた。	侵入防止柵の設置後、管理が不十分で効果が十分に発揮されていない箇所が見られる。 また、農業者(受益者)の高齢化等による管理労力不足を踏まえた長期的な管理体制の確立が必要である。
生息環境管理その他の取組	生息環境管理を目的として、隠れ家となっている耕作放棄地等の藪払いや放任果樹の除去を行い、イノシシが近づきにくい地域づくりに取り組んできた。	近年、イノシシやサルなどの有害鳥獣が農地や市街地への出没が増加しており、総合対策としての誘引物除去の徹底や、緩衝地帯の整備を行っていく必要がある。 また、集落全体の高齢化等により、耕作放棄地における草刈りが不十分になるなど、田畑の保全面が今後さらに課題となっていくと思われる。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の生息、農作物被害の状況から今後も佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町の3市町が連携し、情報の共有等を行い、効果的な対策を実施する。 防除対策、捕獲対策と併せ、有害鳥獣を寄せ付けない環境整備に努め、農地付近の藪払いや収穫残渣等餌付け要因の撤去など、有害鳥獣に強い集落への改善を図る。特にイノシシについては、鳥獣被害対策実施隊を設置し、関

係機関と連携を密にとって、被害発生集落に対しての被害実態の把握や、集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や侵入防止柵の設置状況の確認、指導を行い、地域での被害防止対策の取組を推進するとともに、捕獲による個体数の調整を図る。

シカについては、令和3年度以降、佐賀県内での目撃情報が散見されることから、目撃情報の収集を行い、関係機関と連携しながら、生息状況の把握に努め、必要に応じて適切な対応を行う。

アライグマについては、特定外来生物の防除実施計画に基づき、生息域拡大の阻止を引き続き図る。

タヌキ、アナグマ等の中型ほ乳類については、被害報告等を基に、情報を収集し、対策の周知等、適切な対応を行う。

鳥類については猟友会と連携し、被害の多い区域を中心とした効率的な駆除を進めると共に、吹き流しの適切な設置や飛来阻止を目的としたテグス設置、ドローンを用いた追い払いなどを県や市町鳥獣害対策協議会と連携して試行し、効果が認められる対策については周知を行いたい。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ア イノシシ、アライグマ、シカ

佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会を通じて、佐賀県猟友会 佐賀支部・三瀬支部・神埼支部に委託し、広域的にカバーすることで効果的な駆除を行う。

駆除に際して、必要がある場合においては、ライフル銃を用いて駆除を行う。

イ タヌキ、アナグマ

被害状況を踏まえて必要に応じ、箱わなを用いて駆除を行う。

ウ 鳥類

各市町鳥獣害対策協議会が地元猟友会と連携し、主に銃器による駆除を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、シカ	・箱わな、くくりわなを整備する。 ・鳥獣被害防止のための研修会を開催し、担い手の育成、確保に努める。 ・自衛駆除体制の拡充を目指す。
	アライグマ	・中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。

令和6年度	その他、中型ほ乳類	・ 中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・ 自衛駆除体制の拡充を目指していく。
	鳥類	・ 猟友会と連携し、計画的な駆除を行う。
	イノシシ、シカ	・ 箱わな、くくりわなを整備する。 ・ 鳥獣被害防止のための研修会を開催し、担い手の育成、確保に努める。 ・ 自衛駆除体制の拡充を目指す。
	アライグマ	・ 中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・ 適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。
令和7年度	その他、中型ほ乳類	・ 中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・ 自衛駆除体制の拡充を目指していく。
	鳥類	・ 猟友会と連携し、計画的な駆除を行う。
	イノシシ、シカ	・ 箱わな、くくりわなを整備する。 ・ 鳥獣被害防止のための研修会を開催し、担い手の育成、確保に努める。 ・ 自衛駆除体制の拡充を目指す。
	アライグマ	・ 中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・ 適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する捕獲者の育成を図る。
	その他、中型ほ乳類	・ 中型ほ乳類用の箱わなを導入する。 ・ 自衛駆除体制の拡充を目指していく。
	鳥類	・ 猟友会と連携し、計画的な駆除を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ア イノシシ・シカ 被害防止対策の推進により、被害額は減少傾向ではあるが、生息数の現状を踏まえ、引き続き、個体数調整を実施する必要がある。 特にイノシシは、令和3年度に過去最高の捕獲頭数となり、令和4年度は令和3年度の捕獲頭数を超える捕獲頭数が見込まれることから、個体数の増加や生息範囲の拡大が懸念され、更なる個体数調整が必要である。

イ アライグマ

生息数は増加傾向にあり、目撃情報や被害情報を基に生息域の把握と計画的な被害防止活動を行う必要がある。

特定外来生物でもあり、積極的な駆除を行う必要がある。

ウ タヌキ・アナグマ

ほぼ全域で生息していると推定されることから、目撃情報や被害情報を基に適切な被害防止活動（捕獲、侵入防止柵の設置）を行う必要がある。

エ 鳥類

カラスについては、加害時期が被害作物ごとに異なるため、被害が見込まれる時期に駆除を実施する。

カモについては、越冬個体による麦への食害が増加する１月～２月に駆除を実施する。

対象鳥獣	市町名	捕獲計画数等		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	佐賀市	2,760 頭	2,760 頭	2,760 頭
	神崎市	1,100 頭	1,100 頭	1,100 頭
	吉野ヶ里町	230 頭	230 頭	230 頭
	計	4,090 頭	4,090 頭	4,090 頭
シカ	佐賀市	40 頭	40 頭	40 頭
	神崎市	20 頭	20 頭	20 頭
	吉野ヶ里町	10 頭	10 頭	10 頭
	計	70 頭	70 頭	70 頭
アライグマ	佐賀市	260 頭	260 頭	260 頭
	神崎市	130 頭	130 頭	130 頭
	吉野ヶ里町	80 頭	80 頭	80 頭
	計	470 頭	470 頭	470 頭
タヌキ アナグマ	佐賀市	80 頭	80 頭	80 頭
	神崎市	40 頭	40 頭	40 頭
	吉野ヶ里町	20 頭	20 頭	20 頭
	計	140 頭	140 頭	140 頭
鳥類	佐賀市	3,000 羽	3,000 羽	3,000 羽

(カラス類、カモ類、サギ類、カワラバト、ヒヨドリ)	神崎市	300 羽	300 羽	300 羽
	吉野ヶ里町	300 羽	300 羽	300 羽
	計	3,600 羽	3,600 羽	3,600 羽

捕獲等の取組内容
イノシシ、シカについては、被害が予想される農地周辺の生息範囲で銃器、箱わな及びくくりわなによる駆除を通年実施する。
アライグマについては、被害が予想される農地周辺の生息範囲で箱わなによる駆除を通年実施する。
タヌキ、アナグマ（その他の加害中型ほ乳類を含む）については、被害が確認された際に、被害軽減を図る目的で、箱わなによる捕獲を都度実施する。
鳥類については、被害が集中する時期に銃器による駆除を実施するほか、カラスのねぐら付近での箱わなによる駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシを銃器で駆除する場合においては、散弾銃での駆除が難しいと判断される場合において、ライフル銃を使用して、駆除を行う事とする。
ライフル銃による駆除期間は通年とし、範囲は佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町の範囲とする。
ライフル銃を用いる場合は、散弾銃を用いる場合以上に矢先の安全確認を行うと共に、同行する駆除隊員の位置を把握し、使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
権限移譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

ア ワイヤーメッシュ柵

対象鳥獣	市町名	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	佐賀市	2km	2km	2km
	神崎市	1.2km	3km	—
	吉野ヶ里町	—	—	—
	計	3.2km	5km	2km

イ 電気柵

対象鳥獣	市町名	整備内容		
		令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	佐賀市	3.6km	3km	3km
	神崎市	—	—	—
	吉野ヶ里町	—	—	—
	計	3.6km	3km	3km

(２) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度	イノシシ	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。 令和２年度以前に設置された侵入防止柵については、要望等に応じ、地際対策の施工に努める。
令和６年度	イノシシ	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。 令和２年度以前に設置された侵入防止柵については、要望等に応じ、地際対策の施工に努める。
令和７年度	イノシシ	過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。 令和２年度以前に設置された侵入防止柵については、要望等に応じ、地際対策の施工に努める。

５. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度	イノシシ	研修会等を通じて、被害防止対策の普及啓発に取り組む。 生息環境管理として、隠れ家となっている耕作放棄地の藪払いや放任果樹の除去などの総合対策に取り組む地域を増やし、イノシシが近づきにくい地域づくりを目指す。
令和６年度	イノシシ	研修会等を通じて、被害防止対策の普及啓発に取り組む。 生息環境管理として、隠れ家となっている耕作放棄地の藪払いや放任果樹の除去などの総合対策に取り組む地域を増やし、イノシシが近づきにくい地域づくりを目指す。

令和7年度	イノシシ	研修会等を通じて、被害防止対策の普及啓発に取り組む。 生息環境管理として、隠れ家となっている耕作放棄地の藪払いや放任果樹の除去などの総合対策に取り組む地域を増やし、イノシシが近づきにくい地域づくりを目指す。
-------	------	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐賀県佐城農業振興センター	被害防止技術の情報提供等の支援及び助言、周知、広報
佐賀県三神農業振興センター	被害防止技術の情報提供等の支援及び助言、周知、広報
佐賀北警察署	安全面の指導及び情報提供、周知、広報
佐賀南警察署	安全面の指導及び情報提供、周知、広報
神埼警察署	安全面の指導及び情報提供、周知、広報
佐賀市	各機関の調整及び事務、周知、広報
神崎市	各機関の調整及び事務、周知、広報
吉野ヶ里町	各機関の調整及び事務、周知、広報
佐賀県猟友会佐賀支部	有害鳥獣駆除従事、周知、広報
佐賀県猟友会三瀬支部	有害鳥獣駆除従事、周知、広報
佐賀県猟友会神埼支部	有害鳥獣駆除従事、周知、広報
佐賀県農業共同組合	有害鳥獣による被害情報の提供、周知、広報
富士大和森林組合	有害鳥獣による被害情報の提供、周知、広報
佐賀東部森林組合	有害鳥獣による被害情報の提供、周知、広報

(2) 緊急時の連絡体制

情報を受けた機関は、速やかに協議会事務局に通知し、通知を受けた協議会事務局は、速やかに各関係機関へ周知する。 情報を認知した各関係機関は、連携して迅速な対応を行う。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣ごとに適切な処理を行う。 各関係機関、関連業者と連携し、捕獲等をした対象鳥獣の効率的かつ、法令を遵守した適切な処理及び有効活用を行う。 なお、佐賀市大和町及び吉野ヶ里町松隈に位置するイノシシ肉加工処理施設について、搬入されたイノシシのジビエ化を行うと共に、食用とならない部位についても適切な処理を行う。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉処理加工施設でのジビエ利用を今後も継続し、取引業者への販売を安定的に行っていくために委託法人との連携を徹底していく。
ペットフード	イノシシ肉処理加工施設で処理した鳥獣のうち、ジビエとしての利用が難しい部位については、ペットフードへの転用が可能か、流通経路の開拓も含め、検討を行う。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ肉加工処理施設で処理された、イノシシの油脂の一部については、化粧品への使用を目的に、製造会社に販売を行っており、今後も継続して供給を行いたい。 研究機関が行う駆除後個体を用いた調査(胃の内容物調査等)については、協力を行う。

(2) 処理加工施設の取組

佐賀市では、大和町内に設置されている民間の加工処理施設にて、大和町内の一部で捕獲されたイノシシを加工している。 年間 100 頭から 200 頭程度が加工用として搬入され、市内の道の駅などで販売されている。 神崎市、吉野ヶ里町では従来、有害鳥獣駆除活動で捕獲したイノシシは埋設処理していたが、埋設処理に係る労力軽減及び駆除効率の向上を目的とし、処理施設を建設した。 吉野ヶ里町及び神崎市の猟友会で組織した一般社団法人に管理・運営委託契約を行い、捕獲したイノシシを処理(廃棄処分)するだけでなく、副産物として食肉利用(ジビエ)することによって、住民・狩猟者・市町が一体となって有害鳥獣被害対策に取り組む体制を目指す。 現在、年間 500～900 頭のイノシシが脊振山系(神崎市・吉野ヶ里町)で捕獲されており、このうち 3 割程度のジビエ利用を目標にしている。(現状では 17%程度) 加工処理施設は、食肉処理業・食肉販売業・衛生管理責任者・仮設営業許可など施設運営に必要な許可を取得しており、協議会は、施設内の衛生管理の徹底など、必要な指導を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

佐賀市内では、一般企業の従業員が加工処理にあたっているが、コロナ禍での販売量低下による収益性の低下を受け、残渣処理に関する支援を佐賀市が行うなど、継続した加工処理が行われるよう支援を行っている。

神崎市、吉野ヶ里町内では、加工処理施設を吉野ヶ里町及び神崎市の猟友会で組織した一般社団法人が管理・運営委託契約を行っているが、高齢化などにより法人発足当初より法人構成員が減少している実情もある。

今後は関係者に対して後継者の育成についても注力するよう指導、支援を行う必要がある。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
佐賀県佐城農業振興センター	協議会事務に関する指導及び助言、業務関連情報の収集及び提供、広報
佐賀県三神農業振興センター	協議会事務に関する指導及び助言、業務関連情報の収集及び提供、広報
佐賀市	各機関の調整及び事務の実施、広報
神崎市	各機関の調整及び事務の実施、広報
吉野ヶ里町	各機関の調整及び事務の実施、広報
佐賀県猟友会佐賀支部	有害鳥獣駆除従事、捕獲技術指導、広報
佐賀県猟友会三瀬支部	有害鳥獣駆除従事、捕獲技術指導、広報
佐賀県猟友会神埼支部	有害鳥獣駆除従事、捕獲技術指導、広報
佐賀県農業共同組合	有害鳥獣による被害情報の提供、広報
富士大和森林組合	有害鳥獣による被害情報の提供、広報
佐賀東部森林組合	有害鳥獣による被害情報の提供、広報

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀市鳥獣害対策協議会	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携した有害鳥獣対策の実施（捕獲機器の導入、侵入防止柵の設置、総合対策推進、関係機関との調整）
神崎市鳥獣害防止対策協議会	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携した有害鳥獣対策の実施（捕獲機器の導入、侵入防止柵の設置、総合対策推進、関係機関との調整）
吉野ヶ里町鳥獣害対策協議会	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携した有害鳥獣対策の実施（捕獲機器の

	導入、侵入防止柵の設置、総合対策推進、関係機関との調整)
--	------------------------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各市町に設置した鳥獣被害対策実施隊は、被害発生集落に対して、被害実態の把握や、被害防止対策の啓発や防護柵の設置状況の確認・指導を行い、地域をあげての被害防止対策の取組みを推進するとともに、有害鳥獣被害軽減につながる情報の収集と周知に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣害対策の専門家との連携強化を図り、捕獲従事者の捕獲技術の底上げを行うと共に、総合対策に関しても、必要な知識を習得し、現地踏査時や対策立案などの業務の強化を図る。

イノシシについては、捕獲班の設置を推進し、地域住民自ら被害状況に沿った捕獲を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--